

認知症ケア専門士の資格辞退について (辞退申請の方法)

下記、注意事項等を確認のうえ、認知症ケア専門士（以下、専門士）資格辞退申請書をご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、辞退申請後、日本認知症ケア学会理事会の議を経て、専門士資格喪失となります（専門士制度規則第6章第19条）。

記

■申請方法：

申請書に油性ボールペン（黒または青）で必要事項を記入および捺印し、簡易書留にてご提出ください。

※普通郵便等での発送により不達等の事故が発生した場合、日本認知症ケア学会では責任を負いかねます。

■注意事項：

- ・資格喪失後に資格の再取得をご希望の場合、改めて専門士資格を取得（再受験）していただく必要がございます。
- ・認知症ケア専門士認定料（更新料）の返金は致しません。
- ・専門士資格の喪失後も日本認知症ケア学会会員である限り、以下の郵送物は送付されます（学会の退会をご希望の場合は、別途退会届をご提出ください）。

	日本認知症ケア学会会員
日本認知症ケア学会誌	○
認知症ケア事例ジャーナル	—
学会 newsletter	○
大会案内冊子	○

以上

[詳細等お問合せ先] 一般社団法人日本認知症ケア学会

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル 2F (株) ワールドプランニング内

TEL : 03-5206-7431 (10:00~12:00, 13:00~17:00 / 土・日・祝日・年末年始除く)

E-mail : office@ninchisyuicare.com

20 年 月 日

一般社団法人日本認知症ケア学会
認知症ケア専門士資格辞退申請書

一般社団法人日本認知症ケア学会 理事長 殿

氏 名	(ふりがな)	生年月日 (西暦)					
		年 月 日					
認知症ケア 専門士 No.							

日本認知症ケア学会認知症ケア専門士制度規則（第6章第19条）に則り、
下記の理由により、認知症ケア専門士資格を辞退いたします。

記

辞退理由	
------	--

- (注)・資格喪失後に認知症ケア専門士資格の再取得をご希望の場合は再受験が必要です。
- ・認知症ケア専門士認定料（更新料）は返金いたしません。
 - ・専門士資格の喪失後も日本認知症ケア学会会員である限り会員宛ての郵送物は送付されます（学会の退会をご希望の場合は、別途退会届をご提出ください）。